

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造



感染拡大防止対策期における対策について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、12月9日以降、「感染警戒期」として、県民の皆さま、事業者の皆さまに感染拡大防止の対策の徹底について御協力をお願いしてきたところですが、このところ、年末年始の人の移動の影響等が考えられる感染事例や高齢者施設での集団感染が発生するなど、感染が急激に拡大しています。

また、1月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの4区域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。

これらのことから、香川県対処方針に基づき、1月9日（土）から29日（金）までを「感染拡大防止対策期」に位置付けることとし、これまでの感染警戒期における対応に加え、法に基づく協力要請として、県内における不要不急の外出及び県外への不要不急の往来について慎重に検討いただくことなどの対策をお示しするとともに、国の緊急事態宣言の期間である1月8日（金）から2月7日（日）までの間の対応についてもあわせてお示しし、県民の皆さまの御理解と御協力をお願いしたところであります。

貴職におかれましては、「知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い」の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底について、御協力をお願いします。

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い
～県内での新規感染者の拡大及び1都3県における緊急事態宣言の発令を受けて～

本県では、12月9日以降、「感染警戒期」として、県民の皆さま、事業者の皆さまに対して十分な警戒をしていただくようお願いしてきたところですが、このところ、年末年始の人の移動の影響等が考えられる感染事例や高齢者施設でのクラスターが発生するなど、感染が急激に拡大しており、昨日までの直近1週間の累積新規感染者数が97人となりました。

また、施設におけるクラスターの発生といういわば特殊要因もあり、感染経路不明者数の割合は17.5%と低くなっていますが、その要因を除いても、直近1週間の累積新規感染者数が、次の対策期である「感染拡大防止対策期」の目安となる48人となりました。

このまま、感染拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがある、まさに「感染拡大の危機」というべき事態です。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、警戒レベルを引き上げざるを得ないものと判断し、香川県対処方針に基づき、明日1月9日（土）から29日（金）まで、「感染拡大防止対策期」に位置づけることとします。

「感染拡大防止対策期」の対策は別添のとおりですが、これまでの「感染警戒期」における対応に加え、法に基づく協力要請として、県内における不要不急の外出及び県外への不要不急の往来について慎重に検討していただくようお願いいたします。

また、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの4区域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。

この度の宣言は、首都圏の感染状況が沈静化しなければ全国かつ急速なまん延の恐れもあることから、このような対応がなされたものと理解しています。

この度の緊急事態宣言及び基本的対処方針を踏まえた対策については、緊急事態宣言の期間である本日から2月7日（日）までとし、緊急事態宣言対象区域の感染状況が1日も早く沈静化が図られ、全国的なまん延となる事態が避けられるよう、県民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

私といたしましては、引き続き、国や各都道府県、県内各市町とも力を合わせ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持・回復の両立に向けて全力を傾けてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和3年1月8日

香川県知事 浜田 恵 造

感染拡大防止対策期における対策（1月9日以降）について

令和3年1月8日

○対策期間：1月9日（土）～1月29日（金）

※別添資料は県HP
をご確認ください

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

(1) 外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
 - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
 - 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力要請
別添3：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4：「人の接触を8割減らす10のポイント」
(令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 別添5**：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
(令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正)
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
別添2（再掲）：業種別ガイドライン

別添7：今後における適切な感染防止対策

別添8：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3（再掲）：かがわコロナお知らせシステム

別添9：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること

・手洗い・手指消毒を徹底すること

・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

6. 国の緊急事態宣言（令和3年1月7日）を踏まえた本県の対応

（別紙「国の緊急事態宣言（令和3年1月7日）を踏まえた本県の対応」のとおり）

国の緊急事態宣言（令和3年1月7日）を踏まえた本県の対応について

令和3年1月8日

○対象期間：1月8日（金）～2月7日（日）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

（1）外出について

- ・緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛の協力要請
- ・日程の延期ができない、また、オンラインなどで代替がきかない不要不急以外の用件で緊急事態宣言対象区域を往来する場合は、感染防止対策を徹底し、対象区域となる都道府県の要請に従うよう協力要請

（2）飲食について

- ・緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物（成人式を含む）の前後における大人数での会食等を控えるよう協力要請

2. 事業者への協力要請（法第24条第9項）

- ・香川県に本社・本店が所在する企業に対し、緊急事態宣言対象区域に有する支社・支店等におけるテレワークの徹底について協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- ・緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物（成人式を含む）の主催者に対し、催物の前後における大人数の会食等を控えるよう呼びかけることの協力要請

4. 緊急事態宣言対象区域から来県される方への協力依頼（法によらない協力依頼）

- ・お住まいの地域において、感染拡大の状況を踏まえ、地域外への移動についてどのような対応が求められているのかを十分確認するよう協力依頼
- ・体調が悪い方や来県前2週間以内に『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当するような感染リスクの高い行動をとった方は、本県への帰省や旅行等を控えるよう協力依頼